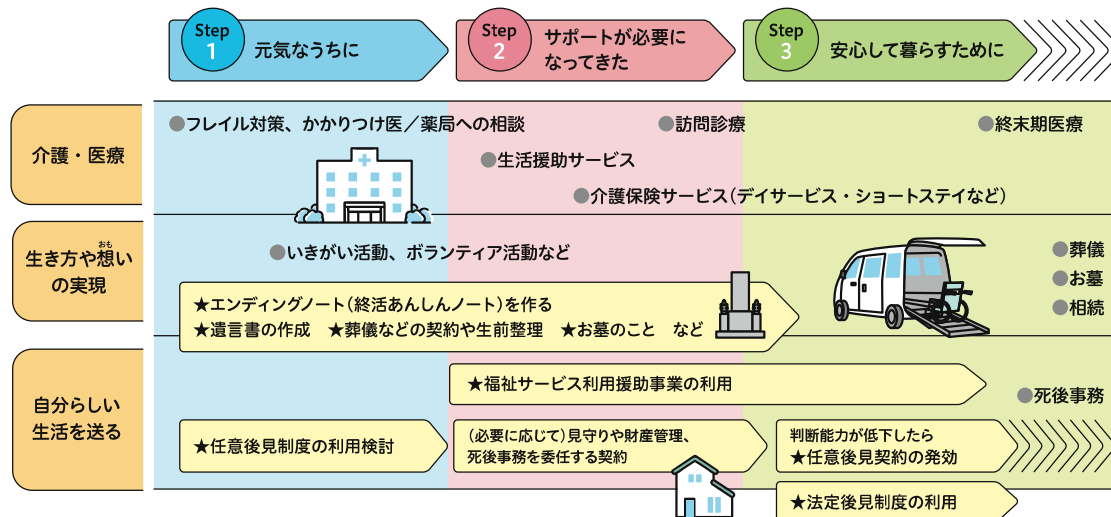


これからのために いま準備できること



Step 1 元気なうちに終活について考えてみようかな？



豊島区終活あんしんセンターで相談できます

人生の最終章でやりたいこと、想いをカタチにしませんか。自分のことは、自分で決めたい。その願いとともに考える相談窓口です。相談内容に応じた情報提供や関係機関を紹介します。遺言や相続など、弁護士・司法書士に相談し助言を受けることもできます(予約制)。

例えば…

- 亡くなった後のことが心配だけど、何から始めたいのかわからない
- 自分の記録や想いを大切な人に伝えたい
- もしも認知症になったら、お金の管理が心配

「エンディングノートを書いてみませんか」
もしもの時に備え、自分の想いや記録などを記す、終活あんしんノートを配布しています。

豊島区終活あんしんセンター

- ◇日時…月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時
- ◇場所…区役所東池袋分庁舎4階(社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会内)
- ◇対象…区内在住のおおむね65歳以上の方とその家族
- ◇相談方法…来所、電話、ファクス、Eメール
- ◇担当センター ☎6863-7830、☎3981-2946、✉ siensitu@atoshima.ne.jp



Step 2 だいたいのことは一人でできるけど、ここはちょっと手を借りたい！



福祉サービス利用援助事業 (地域福祉権利擁護事業)の利用

高齢者や障害者などを対象に、専門員、生活支援員による定期的な見守りや情報提供を行います。また、福祉サービスの利用手続きや書類整理、定期的なお金の払戻しや支払いなどのサービスを行っています。

①福祉サービス利用援助(基本サービス)

- 職員による定期訪問
- 福祉サービスを利用するための手続きや利用料の支払い
- 区役所から送られてきた書類の手続き

②日常的金銭管理サービス(オプション)

- 日常生活に必要な預貯金の払戻し、預入れ
- 年金の受け取りや家賃・公共料金の支払い など

③書類などの預かりサービス(オプション)

- 年金証書や預貯金通帳、不動産の権利証などを金融機関の貸金庫で預かります

- ◇利用料…①②は1回1,000円または月額4,000円、③は月額1,000円。
- ◇利用の流れ…相談を受けた後、生活状況などを確認するため、訪問調査を行います。その後、支援計画の作成、契約締結を経て、支援開始となります。



私たち、豊島区民社会福祉協議会の職員が相談を受けています。終活あんしんセンターの相談も同じ係で対応しているので、相談者の状況に応じて一体的な情報提供や助言ができるのが強みです。相談を受ける際には、まず現状を把握するために聞き取りを行います。今後の生活に関する希望や想いを聞くことを大切にしています。そのうえで、心配な点を解決する方法を一緒に考えていきます。成年後見制度の利用については、家族や本人をサポートしている福祉関係者からの相談もありますが、「ご本人の権利を護る」ということを常に意識して対応しています。ぜひ気軽に相談してください。



Step 3 いつまでも安心して暮らすために、何ができるかな？



成年後見制度の利用を検討する

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害などにより、日常生活でのさまざまな契約や財産の管理などが難しい方の権利と財産を保護する制度です。

将来、自分が認知症になった時に備え、自分の代わりに不動産や預貯金の管理などを行う人と内容を自分で決めておく「任意後見制度」と、すでに判断能力が衰えている方の代理人を家庭裁判所が決める「法定後見制度」があります。



～こんなことで困っていませんか？～

- 身寄りがないので、自分で管理できなくなったら誰かにお金や生活のことを任せたい。
- 知的障害者の息子の将来が心配。この先、息子のお金の管理や生活はどうしたいの？
- 認知症の母が必要のない高価なものを買ってしまう。

「ちょっと知りたい!」

Q 後見人はどんな人が、どんなことをしてくれるの？

A. 財産を適切に管理し、生活に必要な介護や福祉のサービスなどの契約や費用の支払いをします。家庭裁判所が後見人等として、親族、弁護士、司法書士、社会福祉士などを選任します。

Q どんな手続きをするの？

A. 本人の住所を所管する家庭裁判所に、戸籍謄本や医師の診断書など、必要書類などを添えて申し込みます。主に、本人、配偶者、4親等内の親族(親、祖父母、兄弟、いとこなど)が申し立てます。

Q 費用はどのくらいかかるの？

A. 申立料(収入印紙など)…1万円程度、医師の診断書…5,000円～1万円程度、医師による鑑定(必要な場合)…5～10万円程度、後見人等の報酬…家庭裁判所が本人の資力などを考慮して決めます。

制度を利用した方の声

◆80代女性(法定後見制度)

夫が亡くなり、施設入所を考えたとき、**代わりに手続きや財産管理をしてくれる人が必要となりました。**ケアマネジャーに勧められて制度を利用し、補助人として弁護士の方がつきました。補助人が施設探しや、見学の調整などをしてくれ、希望する施設へ無事に入ることができ、**安心しました。**その後、補助人に家を売却してもらい、施設の費用に充てることもできました。

◆80代男性(任意後見制度)

終活を考えはじめ、老人ホームに入所している妻と、娘が困らないようにしておきたいと思ったことがきっかけです。司法書士と**任意後見契約を結び**、司法書士が任意後見受任者となりました。同時に、**3点セットといわれている、公正証書遺言や死後事務の委任契約も行いました。**先のことを考えると夜も眠れなかったけれど、心が軽くなり前向きに暮らすようになりました。

